

## 1 基準の対象

### (1) 対象となる地域脱炭素化促進施設の種類の

太陽光発電、風力発電、バイオマス発電

## 2 基本的な考え方

本県の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するため、以下の考え方で基準を設定。

- ・太陽光発電や洋上風力発電など、地域の資源や特性を活かした再生可能エネルギーの最大限の導入を目指す。
- ・導入に当たっては、地域と共生した事業実施を図る。

### (1) 区域・事項に関する基準

#### ア 除外すべき区域

促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

- ・条例等で設定した区域のうち、国基準の「除外すべき区域」と同様の趣旨で設定した区域
- ・災害等により県民の生命・財産に大きな影響が及ぶおそれがある区域
- ・計画等で長期間にわたり、同区域の目的外使用を制限している区域 等

#### イ 配慮が必要な区域

関連する法律・条令等で指定した区域について、指定目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域、または、当該支障を回避するために必要な措置を講ずる必要がある区域

- ・条例等で設定した区域のうち、国基準の「配慮が必要な区域」と同様の趣旨で設定した区域
- ・自然環境や生活環境に影響が及ぶおそれがある区域
- ・景観や文化財などに影響が及ぶおそれがある区域 等

#### ウ 配慮が必要な事項

関連する法律・条令等で規定した事項について、環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な事項、または、当該支障を回避するために必要な措置を講ずる必要がある事項

(2) 考慮すべき事項に関する基準

環境の保全への適正な配慮を確保する観点から市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項とその考え方、事項を考慮するに当たって収集すべき情報とその収集方法

(3) 促進区域に係る例示

地域脱炭素の実施が想定される、公共施設の屋上や開発済の遊休地などの環境に影響を及ぼすおそれが少なく十分に活用されていない場所等

(4) 地域の経済及び社会の持続的発展に関する事項の例示

地域脱炭素化促進事業と併せて実施すべき、地域の経済活性化や地域課題の解決に貢献する取組等

### 3 太陽光発電に係る基準（案）

#### （1）除外すべき区域

環境配慮事項	区域名	根拠法令
土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	急傾斜地崩壊危険地区	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	・土砂災害特別警戒区域 ・土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	土砂災害危険箇所	国土交通省通達
	河川区域	河川法
	災害危険区域	建築基準法第 39 条、福岡県建築基準法施行条例第 3 条、4 条
保安林	森林法	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・国指定鳥獣保護区（特別保護地区） ・県指定鳥獣保護区（特別保護地区）	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	生息地等保護区（管理地区）	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	生息地等保護区（管理地区）	福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例
植物の重要な種及び重要な群落への影響	生息地等保護区（管理地区）【再掲】	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	生息地等保護区（管理地区）【再掲】	福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例
地域を特徴づける生態系への影響	・原生自然環境保全地域 ・自然環境保全地域（特別地区）	自然環境保全法
	県自然環境保全地域（特別地区）	福岡県環境保全に関する条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立/国定公園（特別保護地区、海城公園地区、第 1 種特別地域）	自然公園法
	県立自然公園（特別保護地区、第 1 種特別地域）	福岡県立自然公園条例
	歴史的風致維持向上計画で定める重点区域	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律
その他福岡県が必要と判断するもの	農用地区域内の土地	農業振興地域の整備に関する法律
	・甲種農地 ・第 1 種農地	農地法

(2) 配慮が必要な区域

環境配慮事項	区域名	根拠法令
土地の安定性への影響	地域森林計画対象森林	森林法
	山地災害危険地区	林野庁長官通達
	宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法
	ぼた山崩壊防止区域	地すべり等防止法
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	ラムサール条約湿地及びその周囲1 kmの範囲内	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定鳥獣保護区（特別保護地区を除く。）</li> <li>・国指定鳥獣保護区の周囲1 kmの範囲内</li> <li>・県指定鳥獣保護区（特別保護地区を除く。）</li> <li>・県指定鳥獣保護区の周囲1 kmの範囲内</li> </ul>	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息地等保護区（管理地区を除く）</li> <li>・生息地等保護区の周囲1 kmの範囲内</li> </ul>	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息地等保護区（管理地区を除く）</li> <li>・生息地等保護区の周囲1 kmの範囲内</li> </ul>	福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息地等保護区（管理地区を除く）</li> <li>・生息地等保護区の周囲1 kmの範囲内</li> </ul>	福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息地等保護区（管理地区を除く）</li> <li>・生息地等保護区の周囲1 kmの範囲内</li> </ul>	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息地等保護区（管理地区を除く）</li> <li>・生息地等保護区の周囲1 kmの範囲内</li> </ul>	福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息地等保護区（管理地区を除く）</li> <li>・生息地等保護区の周囲1 kmの範囲内</li> </ul>	福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原生自然環境保全地域の周囲1 kmの範囲内</li> <li>・自然環境保全地域（特別地区）の周囲1 kmの範囲内</li> </ul>	自然環境保全法
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県自然環境保全地域（特別地区）の周囲1 kmの範囲内</li> </ul>	福岡県環境保全に関する条例

環境配慮事項	区域名	根拠法令
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立/国定公園（特別保護地区、海域公園地区、第1種特別地域以外の地区）</li> <li>・国立/国定公園の周囲1kmの範囲内</li> </ul>	自然公園法
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立自然公園（特別保護地区、海域公園地区、第1種特別地域以外の地区）</li> <li>・県立自然公園（特別保護地区、第1種特別地域）の周囲1kmの範囲内</li> </ul>	福岡県立自然公園条例
	風致地区及びその周囲1kmの範囲内	都市計画法
	景観計画の対象区域	景観法
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地保全地域及びその周囲1kmの範囲内</li> <li>・特別緑地保全地区及びその周囲1kmの範囲内</li> </ul>	都市緑地法
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知の埋蔵文化財包蔵地</li> <li>・伝統的建造物群保存地区</li> <li>・重要文化的景観</li> <li>・史跡・名勝・天然記念物指定地</li> <li>・名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）の周囲1kmの範囲内</li> <li>・天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）の周囲1kmの範囲内</li> </ul>	文化財保護法
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然海浜保全地区及びその周囲1kmの範囲内</li> </ul>	福岡県自然海浜保全地区条例
その他福岡県が必要と判断するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画の区域</li> <li>・用途地域のうち住居専用地域</li> </ul>	都市計画法
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要措置区域</li> <li>・形質変更時届出区域</li> </ul>	土壌汚染対策法
	指定区域	廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(3) 配慮が必要な事項

環境配慮事項	区域名	根拠法令
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	指定希少野生動植物種の生息・生育への支障	福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例
植物の重要な種及び重要な群落への影響	国内希少野生動植物種の生息・生育への支障【再掲】	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	指定希少野生動植物種の生息・生育への支障【再掲】	福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	世界遺産の価値の保護	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
その他福岡県が必要と判断するもの	騒音その他生活環境への支障	—

#### 4 風力発電に係る基準（案）

##### （1）除外すべき区域

環境配慮事項	区域名	根拠法令
土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	急傾斜地崩壊危険地区	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	・土砂災害特別警戒区域 ・土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	土砂災害危険箇所	国土交通省通達
	河川区域	河川法
	災害危険区域	建築基準法第 39 条、福岡県建築基準法施行条例第 3 条、4 条
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・国指定鳥獣保護区（特別保護地区） ・県指定鳥獣保護区（特別保護地区）	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	生息地等保護区（管理地区）	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	生息地等保護区（管理地区）	福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例
植物の重要な種及び重要な群落への影響	生息地等保護区（管理地区）【再掲】	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	生息地等保護区（管理地区）【再掲】	福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例
地域を特徴づける生態系への影響	・原生自然環境保全地域 ・自然環境保全地域（特別地区）	自然環境保全法
	県自然環境保全地域（特別地区）	福岡県環境保全に関する条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立/国定公園（特別保護地区、海域公園地区、第 1 種特別地域）	自然公園法
	県立自然公園（特別保護地区、第 1 種特別地域）	福岡県立自然公園条例
	歴史的風致維持向上計画で定める重点区域	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律
その他福岡県が必要と判断するもの	農用地区域内の土地	農業振興地域の整備に関する法律
	・甲種農地 ・第 1 種農地	農地法
	海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律

(2) 配慮が必要な区域

環境配慮事項	区域名	根拠法令
土地の安定性への影響	・保安林 ・地域森林計画対象森林	森林法
	山地災害危険地区	林野庁長官通達
	宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法
	ぼた山崩壊防止区域	地すべり等防止法
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	ラムサール条約湿地及びその周囲1 kmの範囲内	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）
	・国指定鳥獣保護区（特別保護地区を除く。） ・国指定鳥獣保護区の周囲1 kmの範囲内 ・県指定鳥獣保護区（特別保護地区を除く。） ・県指定鳥獣保護区の周囲1 kmの範囲内	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	・生息地等保護区（管理地区を除く） ・生息地等保護区の周囲1 kmの範囲内	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	・生息地等保護区（管理地区を除く） ・生息地等保護区の周囲1 kmの範囲内	福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・生息地等保護区（管理地区を除く） 【再掲】 ・生息地等保護区の周囲1 kmの範囲内【再掲】	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	・生息地等保護区（管理地区を除く） 【再掲】 ・生息地等保護区の周囲1 kmの範囲内【再掲】	福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例
地域を特徴づける生態系への影響	・原生自然環境保全地域の周囲1 kmの範囲内 ・自然環境保全地域（特別地区）の周囲1 kmの範囲内	自然環境保全法
	県自然環境保全地域（特別地区）の周囲1 kmの範囲内	福岡県環境保全に関する条例



環境配慮事項	区域名	根拠法令
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立/国定公園（特別保護地区、海域公園地区、第1種特別地域以外の地区）</li> <li>・国立/国定公園の周囲1kmの範囲内</li> </ul>	自然公園法
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立自然公園（特別保護地区、海域公園地区、第1種特別地域以外の地区）</li> <li>・県立自然公園（特別保護地区、第1種特別地域）の周囲1kmの範囲内</li> </ul>	福岡県立自然公園条例
	風致地区及びその周囲1kmの範囲内	都市計画法
	景観計画の対象区域	景観法
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地保全地域及びその周囲1kmの範囲内</li> <li>・特別緑地保全地区及びその周囲1kmの範囲内</li> </ul>	都市緑地法
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知の埋蔵文化財包蔵地</li> <li>・伝統的建造物群保存地区</li> <li>・重要文化的景観</li> <li>・史跡・名勝・天然記念物指定地</li> <li>・名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）の周囲1kmの範囲内</li> <li>・天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）の周囲1kmの範囲内</li> </ul>	文化財保護法
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然海浜保全地区及びその周囲1kmの範囲内</li> </ul>	福岡県自然海浜保全地区条例
その他福岡県が必要と判断するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画の区域</li> <li>・用途地域のうち住居専用地域</li> </ul>	都市計画法
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要措置区域</li> <li>・形質変更時届出区域</li> </ul>	土壌汚染対策法
	指定区域	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	漁業権免許漁場	漁業法
	許可漁業の操業区域	漁業法、福岡県漁業調整規則
	保護水面	水産資源保護法

(3) 配慮が必要な事項

環境配慮事項	区域名	根拠法令
動物の重要な種 及び注目すべき 生息地への影響	国内希少野生動植物種の生息・生育 への支障	絶滅のおそれのある野生動植物の種 の保存に関する法律
	指定希少野生動植物種の生息・生育 への支障	福岡県希少野生動植物種の保護に関 する条例
植物の重要な種 及び重要な群落 への影響	国内希少野生動植物種の生息・生育 への支障【再掲】	絶滅のおそれのある野生動植物の種 の保存に関する法律
	指定希少野生動植物種の生息・生育 への支障【再掲】	福岡県希少野生動植物種の保護に関 する条例
主要な眺望点及 び景観資源並び に主要な眺望景 観への影響	世界遺産の価値の保護	世界の文化遺産及び自然遺産の保護 に関する条約
その他福岡県が 必要と判断する もの	騒音その他生活環境への支障	—

## 5 バイオマス発電に係る基準（案）

### （1）除外すべき区域

環境配慮事項	区域名	根拠法令
土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	急傾斜地崩壊危険地区	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	・土砂災害特別警戒区域 ・土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	土砂災害危険箇所	国土交通省通達
	河川区域	河川法
	災害危険区域	建築基準法第 39 条、福岡県建築基準法施行条例第 3 条、4 条
	保安林	森林法
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・国指定鳥獣保護区（特別保護地区） ・県指定鳥獣保護区（特別保護地区）	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	生息地等保護区（管理地区）	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	生息地等保護区（管理地区）	福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例
植物の重要な種及び重要な群落への影響	生息地等保護区（管理地区）【再掲】	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	生息地等保護区（管理地区）【再掲】	福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例
地域を特徴づける生態系への影響	・原生自然環境保全地域 ・自然環境保全地域（特別地区）	自然環境保全法
	県自然環境保全地域（特別地区）	福岡県環境保全に関する条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立/国定公園（特別保護地区、海城公園地区、第 1 種特別地域）	自然公園法
	県立自然公園（特別保護地区、第 1 種特別地域）	福岡県立自然公園条例
	歴史的風致維持向上計画で定める重点区域	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律
その他福岡県が必要と判断するもの	農用地区域内の土地	農業振興地域の整備に関する法律
	・甲種農地 ・第 1 種農地	農地法

(2) 配慮が必要な区域

環境配慮事項	区域名	根拠法令
土地の安定性への影響	地域森林計画対象森林	森林法
	山地災害危険地区	林野庁長官通達
	宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法
	ぼた山崩壊防止区域	地すべり等防止法
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	ラムサール条約湿地及びその周囲 1 k mの範囲内	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定鳥獣保護区（特別保護地区を除く。）</li> <li>・国指定鳥獣保護区の周囲 1 k mの範囲内</li> <li>・県指定鳥獣保護区（特別保護地区を除く。）</li> <li>・県指定鳥獣保護区の周囲 1 k mの範囲内</li> </ul>	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息地等保護区（管理地区を除く）</li> <li>・生息地等保護区の周囲 1 k mの範囲内</li> </ul>	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息地等保護区（管理地区を除く）</li> <li>・生息地等保護区の周囲 1 k mの範囲内</li> </ul>	福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息地等保護区（管理地区を除く）</li> <li>・生息地等保護区の周囲 1 k mの範囲内</li> </ul>	福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息地等保護区（管理地区を除く）</li> <li>・生息地等保護区の周囲 1 k mの範囲内</li> </ul> <b>【再掲】</b>	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息地等保護区（管理地区を除く）</li> <li>・生息地等保護区の周囲 1 k mの範囲内</li> </ul> <b>【再掲】</b>	福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息地等保護区（管理地区を除く）</li> <li>・生息地等保護区の周囲 1 k mの範囲内</li> </ul> <b>【再掲】</b>	福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原生自然環境保全地域の周囲 1 k mの範囲内</li> <li>・自然環境保全地域（特別地区）の周囲 1 k mの範囲内</li> </ul>	自然環境保全法
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県自然環境保全地域（特別地区）の周囲 1 k mの範囲内</li> </ul>	福岡県環境保全に関する条例

環境配慮事項	区域名	根拠法令
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立/国定公園（特別保護地区、海域公園地区、第1種特別地域以外の地区）</li> <li>・国立/国定公園の周囲1kmの範囲内</li> </ul>	自然公園法
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立自然公園（特別保護地区、海域公園地区、第1種特別地域以外の地区）</li> <li>・県立自然公園（特別保護地区、第1種特別地域）の周囲1kmの範囲内</li> </ul>	福岡県立自然公園条例
	風致地区及びその周囲1kmの範囲内	都市計画法
	景観計画の対象区域	景観法
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地保全地域及びその周囲1kmの範囲内</li> <li>・特別緑地保全地区及びその周囲1kmの範囲内</li> </ul>	都市緑地法
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知の埋蔵文化財包蔵地</li> <li>・伝統的建造物群保存地区</li> <li>・重要文化的景観</li> <li>・史跡・名勝・天然記念物指定地</li> <li>・名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）の周囲1kmの範囲内</li> <li>・天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）の周囲1kmの範囲内</li> </ul>	文化財保護法
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然海浜保全地区及びその周囲1kmの範囲内</li> </ul>	福岡県自然海浜保全地区条例
その他福岡県が必要と判断するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画の区域</li> <li>・用途地域のうち住居専用地域</li> </ul>	都市計画法
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要措置区域</li> <li>・形質変更時届出区域</li> </ul>	土壌汚染対策法
	指定区域	廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(3) 配慮が必要な事項

環境配慮事項	区域名	根拠法令
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	指定希少野生動植物種の生息・生育への支障	福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例
植物の重要な種及び重要な群落への影響	国内希少野生動植物種の生息・生育への支障【再掲】	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	指定希少野生動植物種の生息・生育への支障【再掲】	福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	世界遺産の価値の保護	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
その他福岡県が必要と判断するもの	騒音その他生活環境への支障	—